

滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所間の
応援事業（職員派遣・代替サービス提供）実施要綱

「愛称：びわこ感染制御支援チーム」

～ Biwako Infection Control Assistance Team B-I-C-A-T ～

（目的）

第1条 事業所等で働く職員や利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または濃厚接触者となることにより、職員の出勤や利用者のサービス利用が困難となった場合、利用者の日常生活を支援できるよう、職員が不足する事業所等に対する他の事業所等からの応援職員の派遣や利用者の他の事業所等によるサービス提供といった事業所等間における相互応援システムを、県内の事業所等による連携の下、構築するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設を含む。）、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所ならびに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームおよび養護老人ホームならびに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、法に基づく居宅サービスおよび介護予防サービス（訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く。）、前項に定めるものを除く地域密着型サービスおよび介護予防地域密着型サービス、居宅介護支援ならびに介護予防支援の事業を行う事業所をいう。

3 この要綱において、「事業所等」とは、第1項の「施設等」および前項の「事業所」をいう。

（事業の実施主体）

第3条 本事業の実施主体は滋賀県（以下「県」という。）とし、事業所等における効率的な応援を実施できるようにする観点から、本事業のすべてを県内の事業所等で構成される団体等（以下「受託団体」という。）に委託して行うものとする。

2 受託団体は、一定の地域における調整および全県域における調整を行える体制を整えるものとする。

3 事業実施に際し、県と受託団体は各進行段階で連携を密にし、必要に応じ各関係機関・事業所等と共に調整を図るものとする。

(応援事業の種類)

第4条 応援事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設等の職員や利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または濃厚接触者となることにより、施設等で勤務する職員が不足した場合に他の施設等から職員を派遣する事業ならびに法に規定する短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能居宅介護および複合型サービスの事業を行う事業所の職員や利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または濃厚接触者となることにより、当該事業所の職員が不足した場合に他の事業所等から職員を派遣する事業（以下「職員派遣事業」という。）
- (2) 事業所の職員や利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または濃厚接触者となることにより、事業所で勤務する職員が不足し、または一時的に事業所を休止・縮小する場合に、他の事業所において利用者へのサービスを提供する事業（以下「代替サービス提供事業」という。）

(職員派遣事業および代替サービス提供事業の原則)

第5条 職員派遣事業について、原則として、派遣職員は、新型コロナウイルス感染症が発生した施設等（以下「発生施設等」という。）の清潔区域において業務に従事することを原則とし、第1号から第4号の順に適用する。

- (1) 発生施設等を経営する法人は、他に経営する事業所等がある場合は、当該事業所等の職員を、発生施設等に派遣し業務に従事させるものとする。
- (2) 前号の措置により同一法人が経営する発生施設等に職員を派遣したため、職員が不足することとなった事業所等に対して、他の法人が経営する事業所等から職員を派遣し業務に従事させるものとする。
- (3) 第1号の措置によっても、なお発生施設等のサービス継続に支障を来す場合、または同一法人が経営する他の事業所等がない場合は、発生施設等の清潔区域における業務に対して、他の法人が経営する事業所等から職員を派遣し業務に従事させるものとする。
- (4) 前号の場合であって、発生施設等に清潔区域が存在しないなど、汚染区域での業務に職員を派遣する必要がある場合に、派遣元および派遣職員同意の上、汚染区域における業務に職員派遣を行うものとする。この場合において、発生施設等は、汚染区域における業務に従事する職員の感染防止が確保されるよう、感染管理認定看護師その他の感染管理に関する専門家の管理下において、適切な感染防止対策を実施するものとする。
- (5) 第1号の法人が他に経営する事業所の利用者について、代替サービス提供事業の必要が生じた場合は、次項の取扱いによりその調整を行うこととする。

2 代替サービス提供事業の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員や利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または濃厚接触者となったため代替サービス提供事業の利用を希望する事業所（以下「発生事業所」という。）は、代替サービスの調整に必要となる情報を受託団体に提供するとともに、代替サービス

の調整が必要な利用者が利用する居宅介護支援事業所に対して、代替サービスの調整に必要な情報の提供および代替サービス調整の依頼を行うものとする。

- (2) 前号の発生事業所による居宅介護支援事業所に対する情報の提供および代替サービスの調整の依頼が困難な場合にあっては、発生事業所からの申し出により、受託団体が居宅介護支援事業所に対し情報の提供および代替サービス調整の依頼を行うこととする。
- (3) 濃厚接触者以外の利用者の代替サービスの調整については、第1号の代替サービスの調整の依頼または前号の代替サービス調整の依頼を受けた時点から、当該依頼を受けた居宅介護支援事業所が行うものとする。
- (4) 濃厚接触者と判断された利用者の代替サービスの調整については、原則として、当該依頼を受けた居宅介護支援事業所が行い、必要に応じ発生事業所及び受託団体等が協力して行うものとする。
- (5) 受託団体は、居宅介護支援事業所が行う代替サービスの調整にあたり、受入れの意思を有する事業所や受入可能人数などの情報を提供することとする。
- (6) 受託団体および指定権者、保険者、地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所が行う代替サービスの調整に協力するものとし、受託団体から協力機関に対して必要な情報を提供するものとする。
- (7) 第1号の発生事業所からの情報の提供がない場合にあっては、保険者が管轄保健所に必要な保険給付を行うための情報として、代替サービス調整に必要な情報の提供を求め、得た情報を受託団体に提供し、代替サービス調整を行うこととする。

3 職員派遣事業または代替サービス提供事業を希望する法人は、事故等が発生した場合、適切に対応するものとする。

4 職員派遣事業にかかる費用負担等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 派遣される職員に対する手当として、発生施設等以外の施設等に派遣される職員に支給する手当および発生施設等に派遣される職員に対する手当（以下この項においていずれも「応援手当」という。）を設けることとする。
- (2) 派遣される職員は、派遣元の事業所等において出勤または出張の扱いとし、派遣日の派遣職員の給料および手当（時間外勤務手当および夜勤手当等を含む。）は、派遣元の事業所等の負担とする。
- (3) 派遣される職員にかかる出張手当、出張旅費、宿泊費用、応援手当およびその他の職員派遣に伴う追加的費用についても派遣元の事業所等の負担とする。

5 代替サービス提供事業にかかる費用負担等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 代替サービスの調整を行う居宅介護支援事業所の介護支援専門員に支給する手当（以下「調整手当」という。）、濃厚接触者である利用者に代替サービスを提供する職員に支給する手当および濃厚接触者ではない利用者に代替サービスを提供する職員に支給する手当（以下いずれも「応援手当」という。）を設けることとする。
- (2) 前号に定める調整手当は、発生事業所の負担とする。
- (3) 第1号に定める応援手当は、代替サービスを提供する事業所の負担とする。

6 職員派遣事業および代替サービス提供事業で必要となる衛生資材について、職員派遣事業においては発生施設等の負担とし、代替サービス提供事業については、代替サービ

スを提供する事業所の負担とする。

（参加法人の登録等）

第6条 職員派遣事業または代替サービス提供事業に参加する法人は、受託団体に申請するものとする（参考様式第1号）。ただし、居宅介護支援事業所については、登録申請は不要とする。

- 2 受託団体は、前項の申請について登録を決定した場合は、申請を行った法人に対し登録を決定したことを通知するものとする（参考様式第2号）。
- 3 受託団体は、登録した法人（以下「登録法人」という。）の名称、所在および連絡先ならびに登録した事業所等の名称、所在、連絡先、介護保険サービスの種類、事業所等ごとの職種別の職員数および利用者の受入可能数その他の情報を、事業所等の所在市町別・圏域別に整理した一覧を作成しなければならない（参考様式第3号）。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、登録法人は受託団体に対して変更内容を届け出る（参考様式第4号）こととし、受託団体は前項に定める一覧の情報を変更することとする。
- 5 登録の抹消をする場合は、登録法人は、受託団体に対して登録を抹消したい旨を届け出る（参考様式第5号）こととし、受託団体は第3項に定める一覧から情報を削除することとする。

（職員派遣事業・代替サービス提供事業の利用申請等）

第7条 職員派遣事業または代替サービス提供事業の利用について、発生施設等または発生事業所を経営する法人は、受託団体にその旨を申請するものとする（参考様式第6号）。

- 2 受託団体は、前項の申請を行った法人に対し、職員派遣事業または代替サービス提供事業の利用を決定したときは、その旨を通知することとする（参考様式第7号）。
- 3 受託団体は、前項の決定をしたときは、発生施設等または発生事業所と登録法人との間を仲介し、職員派遣事業または代替サービス提供事業にかかる調整を行う。
- 4 受託団体は、前項で調整した内容をそれぞれの事業所等に情報提供することとする。

（職員派遣事業・代替サービス提供事業の終了）

第8条 職員派遣事業または代替サービス提供事業を利用する法人は、事業の利用の終了が見込まれる3日前までに、受託団体に対し、その旨を届け出るものとする（参考様式第8号）。

- 2 受託団体は、前項の届出を受理したときは、事業に協力した事業所等に対し、終了の報告等を行うこととする。

（費用の請求）

第9条 代替サービス提供事業について、代替サービスの調整を行った介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所を経営する法人は、代替サービスの調整を依頼した法人に対して、事業の終了後、第5条第5項第2号の規定に基づき、介護支援専門員に支給した調整手当の合計額を請求するものとする。

- 2 前項の請求を受けた法人は、速やかに支払いを行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、職員派遣事業および代替サービス提供事業について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。